

序 章 計画策定の目的

序-1 計画策定の背景

平成16年に1市3町2村が合併して誕生した伊賀市には、多様な公共サインが数多く設置されています。これらの公共サインは、来訪される観光客や地域住民を公共施設や観光地へ適切に誘導し、施設・集落などの名称の明示、周辺案内や文化財の解説など、大切な機能を担っています。

しかし、これら公共サインの台帳もあまり管理されておらず、一部のサインは更新時期を超過していると容易に想像でき、案内内容はさることながら安全性が危惧されます。また、2011年に発生した東日本大震災により市民の防災意識が高まっていますが、避難所への誘導案内や海拔表示などの整備が行き届いていないのが現状です。さらに、サインは旧町ごとに個別に整備されていた経緯もあり、合併後約10年を経過した現在、関連計画との不整合やデザインの不統一や連続性の欠如など、様々な課題があり、良好な景観形成や市民の安全・安心を確保する上でも早急な対策が必要です。

公共サインとは

公共機関（伊賀市）が設置主体となり、まちの地図や方向、施設の位置等に関する情報を提供する媒体としての標識、地図、案内誘導板等の総称で、公共空間に設置するものです。

序-2 計画策定の目的

これらの様々な課題は、秩序ある景観の喪失や利用者へのわかり難さを招くと同時に、伊賀市としての一体感の欠如などの都市のイメージダウンにつながることを懸念されます。このため、今後新規・更新整備していくサインは新市移行後の各関連計画（特に歴史的風致維持向上計画や景観計画）との整合性を図る必要があります。

公共サインは景観を構成するひとつの要素でもあるため、出来る限り少なくして、公共サインが乱立しないようにする必要があります。

以上を踏まえて、伊賀市におけるサインの現況を把握し課題を整理するとともに、サインの整備方針を設定します。今後はこれからの伊賀市らしい公共サインの整備推進を目的とし、利用者にわかりやすい「伊賀市公共サイン整備ガイドライン」を策定します。

第1章 計画の位置づけと対象

1-1 計画の位置づけ

第2次伊賀市総合計画第1次再生計画（平成26年7月）
伊賀市の街づくりの基本的な指針となる計画です。

伊賀市歴史的風致維持向上
計画（平成28年3月）

伊賀市の歴史的風致を維持向上させるための計画です。

伊賀市景観計画
伊賀街道・大和街道沿線及び
寺町地区景観計画
（平成28年3月）

伊賀市の景観形成における基本的な指針となる計画です。

伊賀市観光振興ビジョン
（平成24年3月）

伊賀市の観光資源を活かした
総合的・効果的な観光振興を
より一層推進するための推進
計画です。

伊賀市公共サイン整備ガイドライン（本ガイドライン）

○伊賀市全体で、景観に配慮した、判りやすく統一感のある伊賀市らしい公共サインのあり方を示したものです。

○公共サインを設置する際に配慮したい事項を整理し、それらを基に、サインの目的別に標準デザインを提案します。

1-2 計画の対象となる範囲

(1) 対象となる利用者

伊賀市の住民及び来訪者すべてを対象とします。特に高齢者、障がい者、外国人等の利用に配慮します。

(2) ガイドライン適用範囲

公共サインの新設、改修及び増設等を行う場合に適用します。

○適用とするもの（伊賀市が管理するもの）

伊賀市が道路及び道路に面する場所に設置する次のサインに適用します。

- ・歩行者向けの案内、誘導及び記名サイン
- ・公共施設及び地域の歴史や特徴等を紹介する説明サイン
- ・禁止行為を防止及び警告する規制サイン
- ・地域に愛着のある通称名を活用する通り名サイン
- ・沿道に掲出する車両誘導サイン

○適用を促すもの（伊賀市が管理するものの中で出来る範囲で適用するもの）

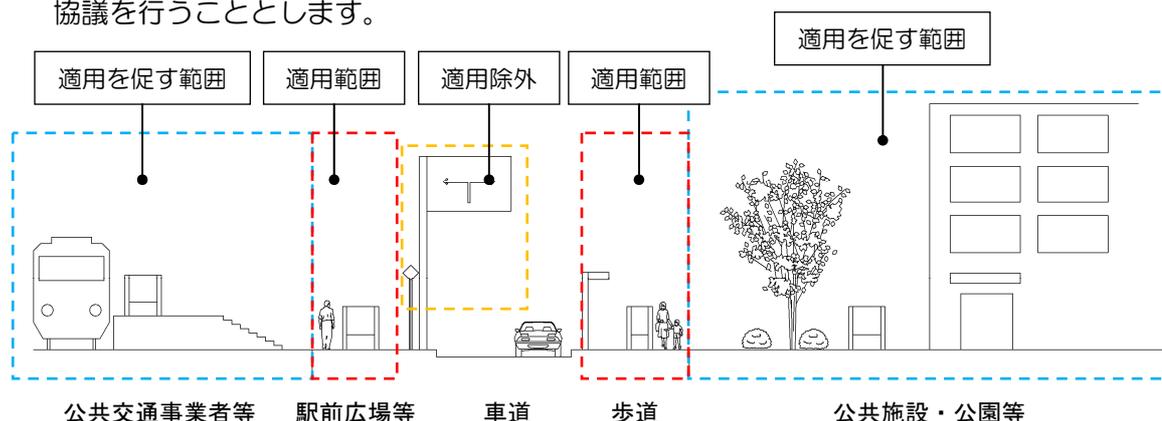
- ・交通事業者が旅客施設内に設置する案内及び誘導サイン
- ・公園管理者が公園内に設置するサイン
- ・公共施設の管理者が敷地内に設置するサイン
- ・一つのまとまりとして独自のサイン計画（観光地内の案内、散策ルート等）を用いて設置するサイン
- ・上記以外で公共団体が設置するサイン

○適用除外とするもの（設置者が国、県、独自システムで定められているもの等）

- ・道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識
- ・避難場所、住居表示など独自のシステムで設置するサイン
- ・他の法令等により設置基準が定められているサイン

○城下町の歴史的風致への配慮

伊賀市景観計画における重点風景地区及び歴史的風致維持向上計画における重点地区内では、城下町の歴史的風致に配慮した、規模、配置、意匠とし、事前に景観所管課と協議を行うこととします。



第2章 サイン整備の基本方針

2-1 サインの整備状況と課題

(1) 現況の整備状況

合併後統一したデザインでのサイン設置は行われていませんが、以下の事項でまとまったサイン設置が行われています。

- ・城下町内は上野市サイン計画に基づく歩行者系サインを設置。
- ・ゆめぼりす伊賀については独自のサインを設置。
- ・大山田では文化財に関する統一されたデザインのサインを設置。

(2) 課題

課題としては、以下の事項が考えられます。

大項目	項目	問題点
計画・整備・管理に関する問題点	管理に関すること	日焼けや劣化等で壊れたり判別不明なサインが見られる。
		駅前などに観光協会が作成した地域の案内看板があり劣化しているサインがある。
		道路標識以外は管理台帳が無い。
		管理者が不明確なサインがある。
	配置に関すること	観光施設があるものの誘導や解説がされていないサインがある。
		主要な道路との交差点や、分岐点に案内標識や誘導サインがないケースがある。
		周辺に灯りが無くサインがあっても夜間わからないものがある。
		案内サインと誘導サイン等が重複して設置されておりわかりづらいものがある。
	連携に関すること	市全体で、サインの外観デザインや素材が不統一である。
	ユニバーサルデザインに関すること	背丈の高い案内板で車椅子利用者には見づらいサインがある。
文字が小さくみづらいサインがある。		
触知盤や音声案内はほとんどの案内サインに付いていない。		
明度差がなく、読みづらいサインがある。		
表示方法等に関する問題点	案内地図に関すること	案内内容が更新されていないサインがある。
		現在地表示がないサインがある。
		誘導案内の方向がわかりづらいサインがある。
	地図の正確性	地図が正確な形でないため距離感がわからないサインがある。
	表示方法に関すること	ピクトグラムがないサインがある。
	言語表記に関すること	外国語表記をしていないサインがある。
	表記文字の字体や大きさが不統一である。	

2-2 サイン整備の基本方針

(1) サイン整備の基本的考え方

公共サインの役割である「目的地までの円滑な案内誘導」を基に、伊賀市総合計画や伊賀市景観計画、伊賀市歴史的風致維持向上計画などの関連計画や課題に配慮し、基本方針を以下のとおり設定します。

◆誰もが見やすく、わかりやすい公共サインの整備

公共サインの一番の役目である「目的地までの円滑な誘導」を基に、年齢や言語に関わらず「誰もが見やすく、わかりやすい公共サインの整備」を目指す。

◆景観に配慮し、規範となる公共サインの整備

良好な景観の形成を目指し、独自の景観計画を定めている伊賀市として、良好な景観の形成への規範となるよう「景観に配慮した公共サインの整備」を目指す。

◆伊賀市としての一体感の醸成とともに、地域特性に配慮した公共サインの整備

公共サインにより、「伊賀市としての一体感の醸成を図るとともに、地域の景観特性などに配慮した公共サインの整備」を目指す。